

保護者の皆様

大阪府立箕面高等学校
校長 大川 智

新型コロナウイルス感染症報告書について（依頼）

令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更することに伴い、
り患した場合の出席停止期間の基準は下記のとおりとなっています。

新型コロナウイルス 感染症出席停止の基準	発症（※1）した後 5 日を経過し、かつ、 症状軽快後（※2）、1 日を経過するまで
-------------------------	---

（※1）発症日を 0 日目と数える。また、無症状の場合は検体採取日を 0 日目とする。

（※2）症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

つきましては、新型コロナウイルス感染症にり患した場合には、療養期間終了後、保護者が下記項目
を記入・押印したのち、登校再開時に担任へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症報告書

令和 年 月 日

年 組 番 名前

保護者名 印

【療養すべき期間】

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

【発 症 日】 月 日（ ）

【検 査 日】 月 日（ ）

【検査の方法】 検査キット使用 ・ 医療機関受診
→（医療機関名：_____）

【症状軽快日】 月 日（ ）

発症後 10 日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用し
たり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。